

令和4年度 第3回  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次 第

日時 令和5年2月22日（水）

午前9時30分から

場所 豊橋市役所 講堂（東館13階）

1. 開会

2. 協議

- 協議案第1号 令和5年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について  
（資料1-1は当日配布） …【資料1】
- 協議案第2号 豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱の見直しについて…【資料2】
- 協議案第3号 川北地区「地域生活」バス・タクシーの事業計画の変更（案）について  
…【資料3】

3. 報告

- 報告第1号 企業シャトルBaaS（バース）社会実験事業の実施結果（速報）について…【資料4】
- 報告第2号 新豊線・豊川線 イオンモール豊川への乗り入れについて …【資料5】
- 報告第3号 タクシー運賃の改定について …【資料6】

4. その他

- 令和5年度公共交通関係予算（案）について（資料は当日配布） …【資料7】

5. 閉会

令和4年度 第3回  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 出席者名簿

氏名	職名等	備考
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系准教授	【会長】
森田 康夫	豊橋市副市長	【副会長】
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部教授	【副会長】 *
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】
冨田 佳央	豊橋商工会議所議員	【監事】
山内 三奈	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	(代理)運輸企画専門官 堺 啓太
大林 益英	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	欠席
柴田 良昭	豊橋鉄道株式会社常務取締役鉄道部長	
坂本 直也	豊鉄バス株式会社常務取締役	
青木 良浩	豊橋タクシー協会会長 東海交通株式会社代表取締役社長	
長縄 則之	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	
河合 公紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	(代理)豊橋鉄道労働組合 中央執行委員長 松下 裕紀
砂野 尚治	豊橋市自治連合会理事	
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会副会長	
鈴木 真理子	豊橋女性団体連絡会会員	
泉田 一壽	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	*
高橋 秀明	愛知県東三河建設事務所企画調整監	
矢野 正和	愛知県豊橋警察署交通課長	(代理)交通規制係長 秋葉 有志
前田 幸弘	豊橋市建設部長	
金子 知永	豊橋市都市計画部長	

\*…オンライン参加の方

## 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事業)

第4条 協議会は、法第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 豊橋市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (6) 学識経験者その他市町村が必要と認める者

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名

- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - （1）協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - （2）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
  - （3）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

（委員及び役員の仕事）

第9条 委員及び役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の仕事）

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を仕事することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- （1）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

第12条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

第14条 会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。

3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員解任

(代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
- (2) 運賃に変更のない停留所の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

協議案第 1 号

令和 5 年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

令和 5 年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 地域公共交通計画に位置付けられた事業を行う。
- 2 その他協議会の目的達成のために必要な事業を行う。

令和 5 年度収入支出予算（案）

収入予算額	3,264千円
支出予算額	3,264千円
差引残額	0千円

収入の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度	比 較	摘 要
1. 負担金	2,783	2,469	314	○豊橋市 <span style="float: right;">2,483</span>
				○豊鉄バス（株） <span style="float: right;">200</span>
				○豊橋鉄道（株） <span style="float: right;">100</span>
2. 繰越金	480	384	96	○利用促進事業繰越金 <span style="float: right;">480</span>
3. 諸収入	1	1	0	○利子等 <span style="float: right;">1</span>
合 計	3,264	2,854	410	

支出の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度	比 較	摘 要
1. 運営費	142	113	29	○会議運営費等 <span style="float: right;">142</span>
2. 事業費	3,121	2,740	381	○カーフリーデー実施事業 <span style="float: right;">876</span>
				○イベントにおける公共交通利用 促進事業に対する補助金 <span style="float: right;">140</span>
				○公共交通利用促進事業 <span style="float: right;">980</span>
				○公共交通マップ <span style="float: right;">180</span>
○企業シャトルBaaS社会実験事業 <span style="float: right;">945</span>				
3. 予備費	1	1	0	
合 計	3,264	2,854	410	

(支出科目間の流用はできるものとする)

※豊橋市負担金は令和5年度豊橋市一般会計予算案の抜粋です。予算成立をもって内容が決定されます。

## 協議案第 2 号

## 豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱の改正について

## 1. 概要

本要綱は地域運営団体が運行する「地域生活」バス・タクシーの継続基準等を規定しているものである。今般の急激な物価高に加え、今春に予定されるタクシー運賃値上げによる人件費の増加に伴い、次の改正を行う。

## 2. 改正点及びその理由

## (ア) 欠損額の基準額の見直し

本要綱における「地域生活」バス・タクシーの継続基準は、主体性（年二回の報告）、利用度（収支率 15%以上）、継続性（欠損額と基準額及び予備車経費の合計額に上限を設定）となっている。

利用度は十分に達成していても、継続性の達成は燃料費・物価上昇等により相対的に厳しくなっており、収入確保や経費削減のためサービスの低下を余儀なくされる地区が出てこないよう、基準額を 10%増額することとする。

変更は下表のとおり。

要綱上の 費目	内容	車椅子対応	現行	改正案
			税抜(万円)	税抜(万円)
基準額	ジャンボタクシー	×	557	612
		○	569	625
	中型セダンタクシー	×	506	556
		○	512	563
	バス		926	1018

## (イ) その他

本要綱と補助金交付要綱等とで表現が一致していないものや、語句等の使用を整理して修正する。

## 3. 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

## 豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 地域運営団体（第 3 条－第 4 条）
- 第 3 章 実証運行事業（第 5 条－第 8 条）
- 第 4 章 本格運行事業（第 9 条－第 11 条）
- 第 5 章 助成（第 12 条－第 13 条）
- 第 6 章 雑則（第 14 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この要綱は、豊橋市地域公共交通総合連携計画（平成 19 年 3 月策定）において、新たに公共交通の確保を図る地域の取組として位置づけられている「地域生活」バス・タクシーに関し、必要な事項を定めることにより、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域生活」バス・タクシー 運行事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通をいう。
- (2) 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。） 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定に基づき、「地域生活」バス・タクシーの運行に関する事項等を協議するために設置されるものをいう。
- (3) 地域運営団体 豊橋市「地域生活」バス・タクシー地域運営団体認定要綱第 4 条により市長が認定した団体をいう。
- (4) 運行事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。

## 第 2 章 地域運営団体

(設立)

第3条 「地域生活」バス・タクシー実証運行事業（以下「実証運行事業」という。）  
に取り組もうとする地域住民は、地域運営団体を設立するものとする。

(役割)

第4条 地域運営団体は、実証運行事業及び「地域生活」バス・タクシー運行事業（以下「本格運行事業」という。）の運営をするために、次の各号に掲げる取組を主体的に行うものとする。

- (1) 「地域生活」バス・タクシーの運行に関する事業計画（以下「事業計画」という。）の作成、検証及び改善に関する取組
- (2) 利用促進策の検討及び実施に関する取組
- (3) 停留所設備の作成、設置及び管理に関する取組
- (4) その他、実証運行事業又は本格運行事業の運行に関し、地域運営団体が行うことが適切な取組

2 地域運営団体は、前項の取組を行うに当たり、利用者の増加、利便性の向上及び採算性の向上に配慮するものとする。

### 第3章 実証運行事業

(対象事業)

第5条 実証運行事業の対象は、地域運営団体が作成し、協議会で合意された事業計画に基づき、実施する事業とする。

(実施方法)

第6条 実証運行事業は、協議会が運行事業者に委託することにより実施するものとする。

2 実証運行事業の実施期間は、2年間程度とする。

(事業の検証)

第7条 地域運営団体は、実証運行事業の実施により、次の各号に掲げる事項について検証するものとする。

- (1) 運行経路、停留所の位置、運行回数、運行日及び時間帯等に関すること。
- (2) 運賃設定に関すること。
- (3) 収支状況に関すること。
- (4) 地域運営団体の取組に関すること。

- 2 地域運営団体は、検証した結果を年2回程度協議会へ報告し、意見を聞くものとする。

(本格運行事業への移行)

第8条 実証運行事業の最終年度の上半期(以下「移行判断期間」という。)において、別表1に掲げる基準(以下「基準」という。)が全て達成され、協議会において本格運行事業への移行が妥当と判断された場合、当該実証運行事業は本格運行事業へ移行するものとする。

- 2 前項の移行判断期間において、基準が全て達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業への移行が妥当と判断された場合は、当該実証運行事業は本格運行事業へ移行できるものとする。

#### 第4章 本格運行事業

(実施方法)

第9条 本格運行事業は、地域運営団体、運行事業者及び豊橋市の三者で締結する「地域生活」バス・タクシーの運行事業に関する協定書に基づき、運行事業者が実施するものとする。

(事業の検証)

第10条 地域運営団体は、本格運行事業の実施により、次の各号に掲げる事項について検証するものとする。

- (1) 運行経路、停留所の位置、運行回数、運行日及び時間帯等に関すること。
- (2) 運賃設定に関すること。
- (3) 収支状況に関すること。
- (4) 地域運営団体の取組に関すること。

- 2 地域運営団体は、検証した結果を年2回程度協議会へ報告し、意見を聞くものとする。

(本格運行事業の継続)

第11条 本格運行事業の当年度の上半期及び前年度(以下「判断対象期間」という。)において、基準が全て達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

- 2 前項の判断対象期間において、基準が全て達成されていない場合についても、事業

計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

## 第5章 助成

(運営に対する助成)

第12条 市長は、実証運行事業又は本格運行事業の運営に必要となる経費の一部を地域運営団体に助成することができる。

2 前項に規定する助成に必要な事項は、市長が別に定める。

(本格運行事業に対する助成)

第13条 市長は、本格運行事業の実施に必要となる経費の一部を運行事業者に助成することができる。

2 前項に規定する助成に必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 この要綱の施行後3年を目途に検討を加え、必要があると認める時は所要の見直しを行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

デマンド型運行を除く運行における基準			デマンド型運行における基準		
要件	内容	基準	要件	内容	基準
協議会への報告	地域運営団体が協議会に利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を報告すること	年2回程度の報告	同左		
収支率	(運賃収入等+広告収入) ÷ 運行経費	15%以上	利用者数	年度の利用者数	<p>1 実証運行事業から本格運行事業への移行における基準 次のいずれかを満たしていること</p> <p>①当該年度の利用者数が対象の地域に居住する75歳以上の人口数以上であること</p> <p>②当該年度の利用者数が前年度の利用者数以上であること</p> <p>2 本格運行事業の継続における基準 次のいずれかを満たしていること</p> <p>①当該年度の利用者数が対象の地域に居住する75歳以上の人口数以上であること</p> <p>②当該年度の利用者数が前2年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に100分の105を乗じて得た数(1人未満の端数が生じたときはこれを切り上げた人数)以上であること</p>
欠損額	運行経費+車両経費+予備車経費-運賃収入等-広告料収入	別表2に定める基準額以下	欠損額	運行経費-運賃収入等	別表2に定める基準額以下

## 備考

- 1 運賃収入等とは、利用者が支払う運賃、寄付金、地域運営団体が募る協賛金や会費等をいう。
- 2 広告料収入は、補助事業に係る地域運営団体の斡旋により、豊橋市に広告掲載の申込を行ったものに限る。
- 3 運行経費とは、運転手人件費、燃料油脂費、一般管理費、その他市長が必要と認める経費をいう。
- 4 車両経費とは、車両整備費、車両減価償却又は車両借上げ費、保険料、自動車諸税をいう。
- 5 予備車経費とは、デマンド型運行以外の運行のために要する予備車の配置に必要な車両経費をいう。予備車経費の上限額は、次式により得た額とする。

予備車経費＝当該予備車に係る車両経費÷当該予備車で対応する常用車の台数

※当該予備車に係る車両経費は、常用車に係る車両経費を上限とする。

- 6 デマンド型運行とは、主たる運行が利用を希望する者の予約に応じて運行するものをいう。ただし、専用の車両により運行を行うものを除く。
- 7 75歳以上の人口は、前年度10月1日現在の豊橋市が公表する住民基本台帳に基づく人口数とする。

別表2

使用車両	車椅子対応	基準額
ジャンボタクシー	無	557万円/年+予備車経費
	有	569万円/年+予備車経費
中型セダntaxi	無	506万円/年+予備車経費
	有	512万円/年+予備車経費
バス	有	926万円/年+予備車経費

1. 事業計画の変更内容

(1) 変更趣旨

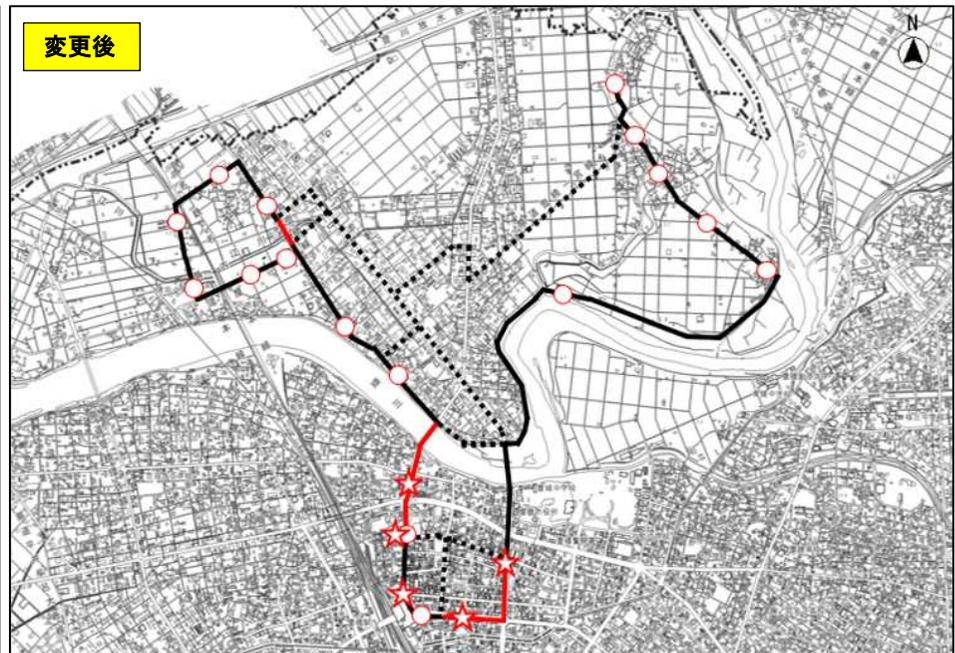
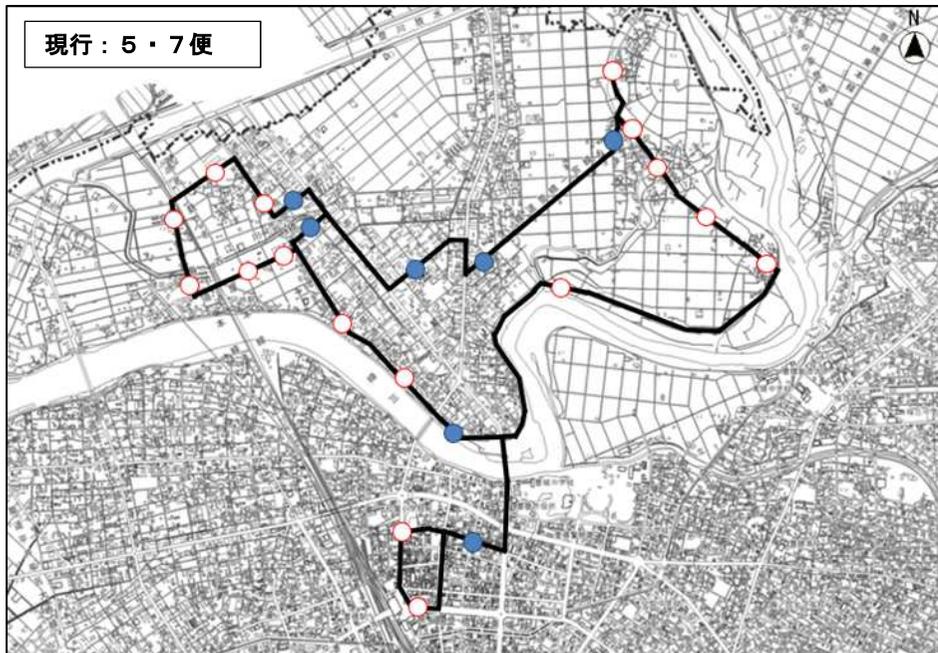
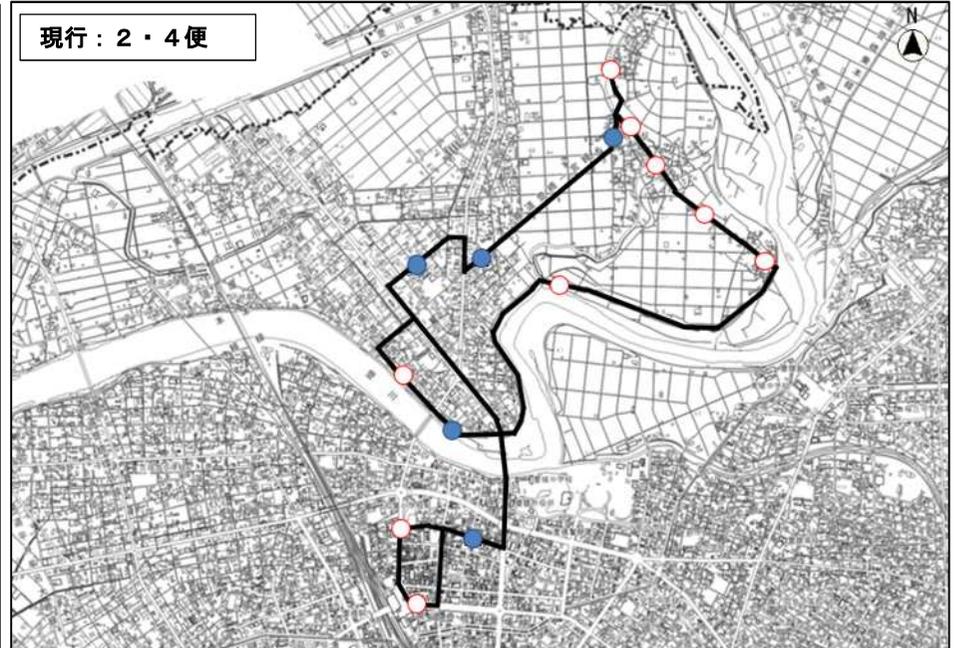
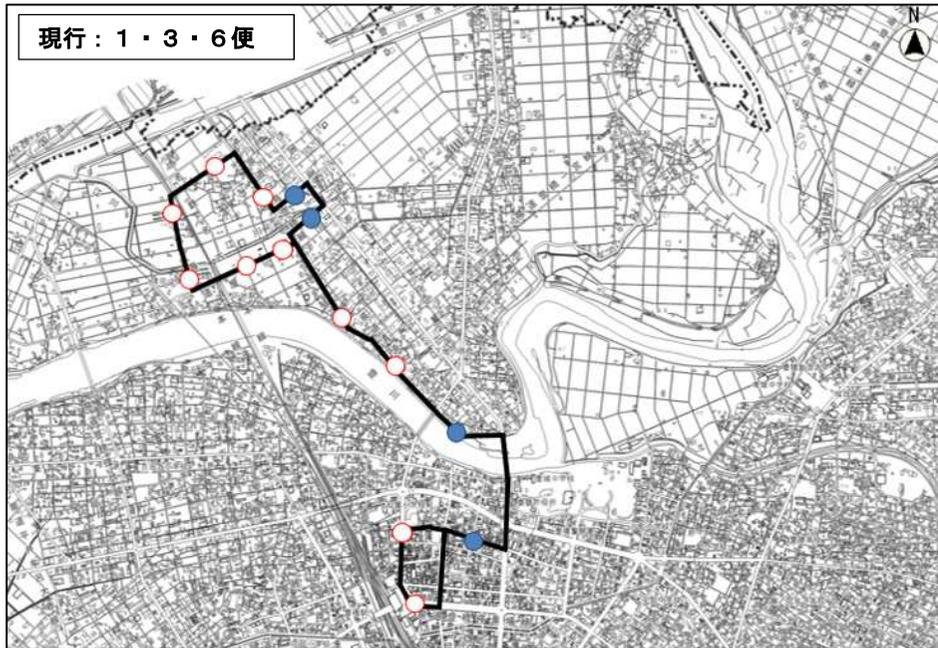
地域住民及び利用者の利便性向上を図るため、停留所を見直し、それに伴い運行経路の変更をするもの。これにより、系統の簡素化及び、所要時間の短縮化を図る。

(2) 変更概要（詳細は(3)～(6)参照）

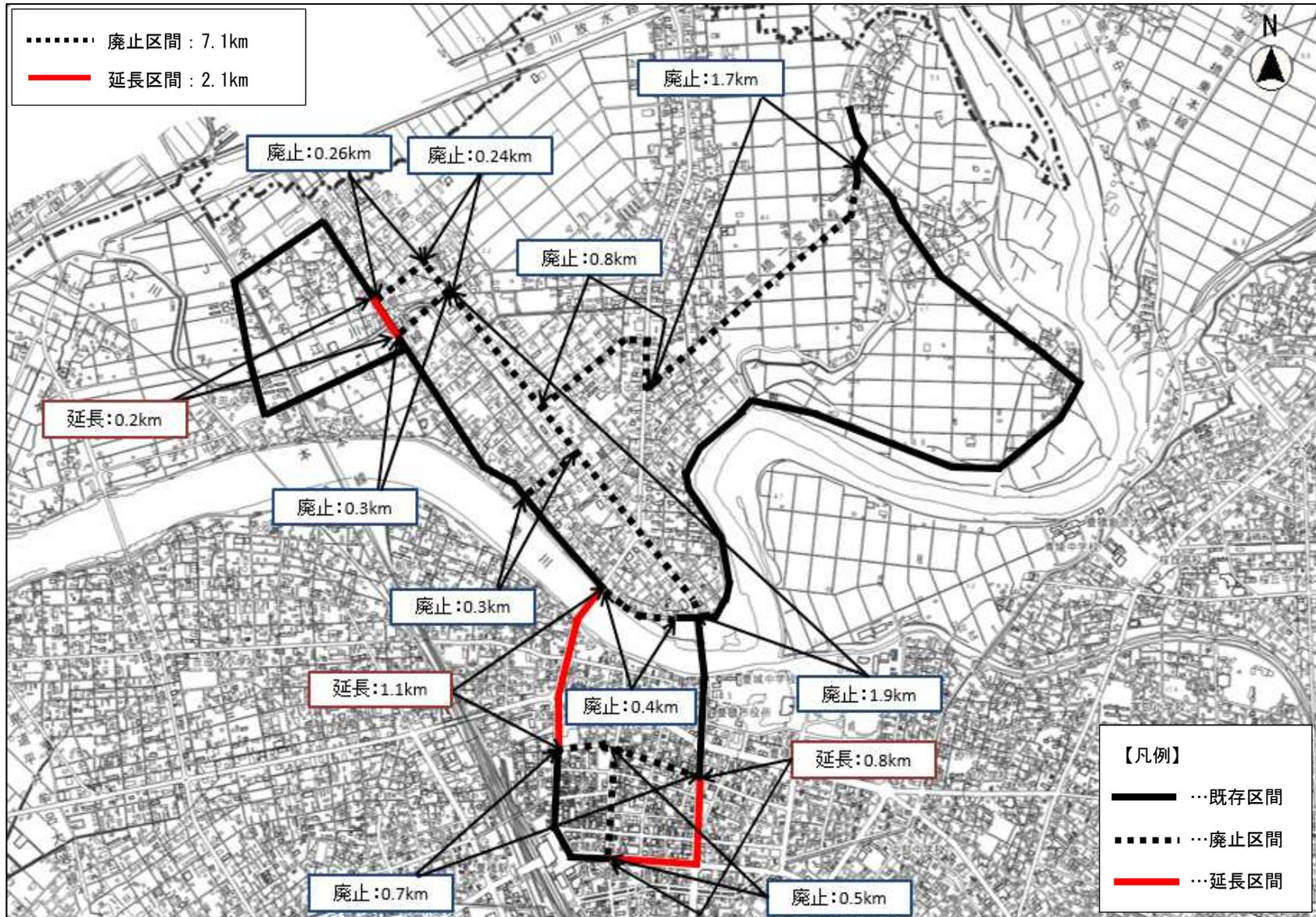
項目	現行				変更後			
	系統、ルート	距離	本数	時間	系統、ルート	距離	本数	時間
系統、 ルート等	①下地・津田系統（第1・3・6便） 豊橋駅前⇒魚市場⇒豊橋駅前 ※1便は「JA津田支店」始発	10.9km ※1便 6.3km	3本	33分 ※1便 20分	下地・津田～豊橋駅前系統 JA津田支店⇒豊橋駅前（大村行き）	5.1km	1本	12分
	②大村系統（左回り。第2便） 豊橋駅前⇒北部地区市民館⇒下地大通四・五丁目⇒豊橋駅前	12.9km	1本	41分	下地・津田～大村系統 JA津田支店⇒豊橋駅前（大村行き）	12.0km	4本	29分
	③大村系統（右回り。第4便） 豊橋駅前⇒下地郵便局西⇒北部地区市民館⇒豊橋駅前	13.1km	1本	38分	⇒ファミリーマート豊橋長瀬町店			
	④大村・下地・津田回り（左回り。第5便） 豊橋駅前⇒北部地区市民館⇒津田小学校⇒豊橋駅前	17.2km	1本	53分	大村～下地・津田系統 ファミリーマート豊橋長瀬町店⇒豊橋駅前（下地・津田行き）	11.8km	4本	28分
	⑤大村・下地・津田回り（右回り。第7便） 豊橋駅前⇒津田小学校⇒北部地区市民館⇒豊橋駅前	17.6km	1本	48分	⇒セブンイレブン豊橋横須賀町店			
停留所数	23か所				19か所			
運行日	月曜日～金曜日 午前8時台～午後4時台							
運賃	1乗車 大人200円～300円							
車両	1台							
運行事業者	東海交通株式会社							

### (3) 路線の変更

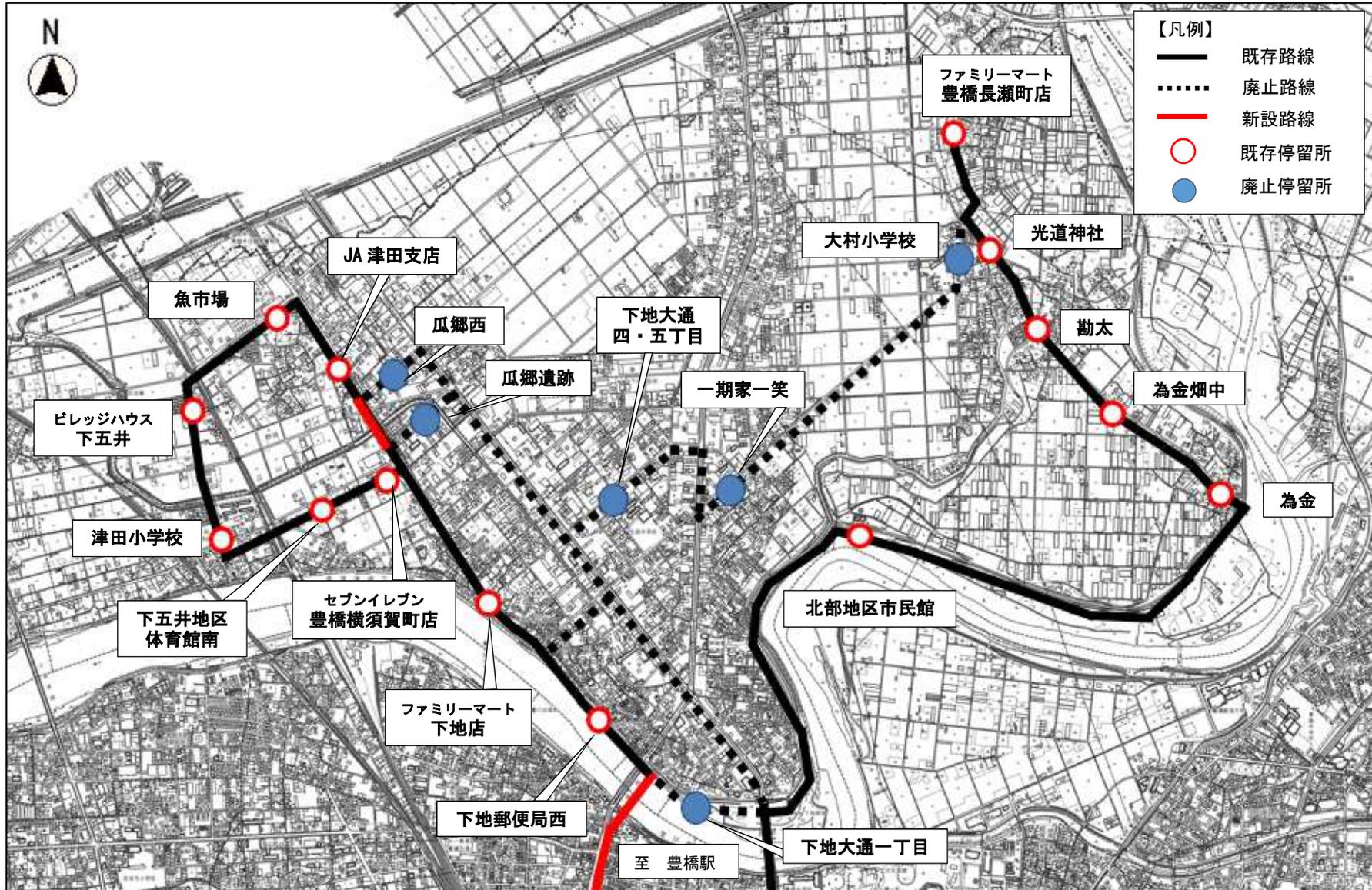
【凡例】  …既存路線  …廃止路線  …新設路線  …既存停留所  …新設停留所  …廃止停留所



## ■廃止・延長区間の距離



■ 拡大図（豊川以北）

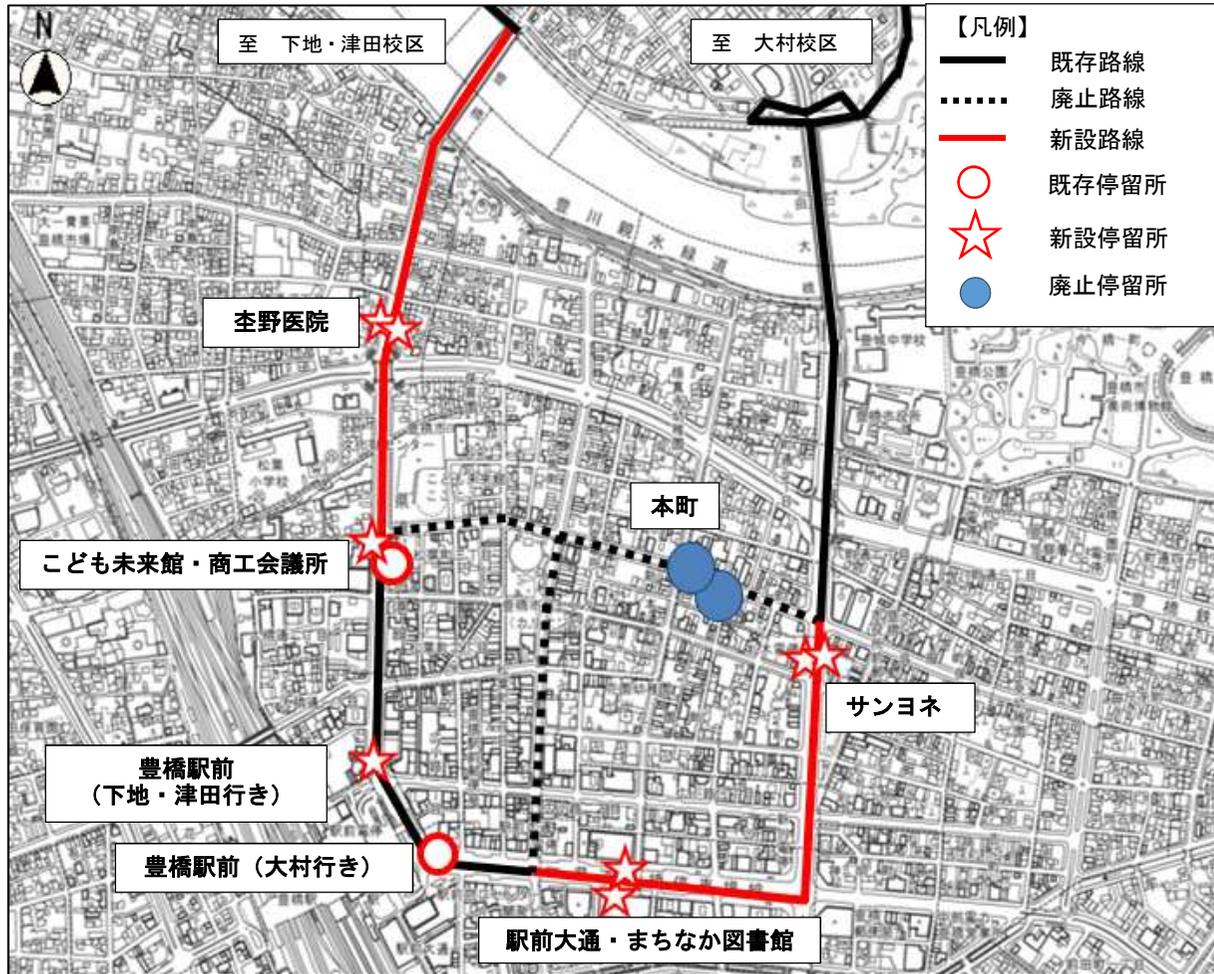


5 ページ（拡大図（豊川以南））へ続く

■拡大図（豊川以南）

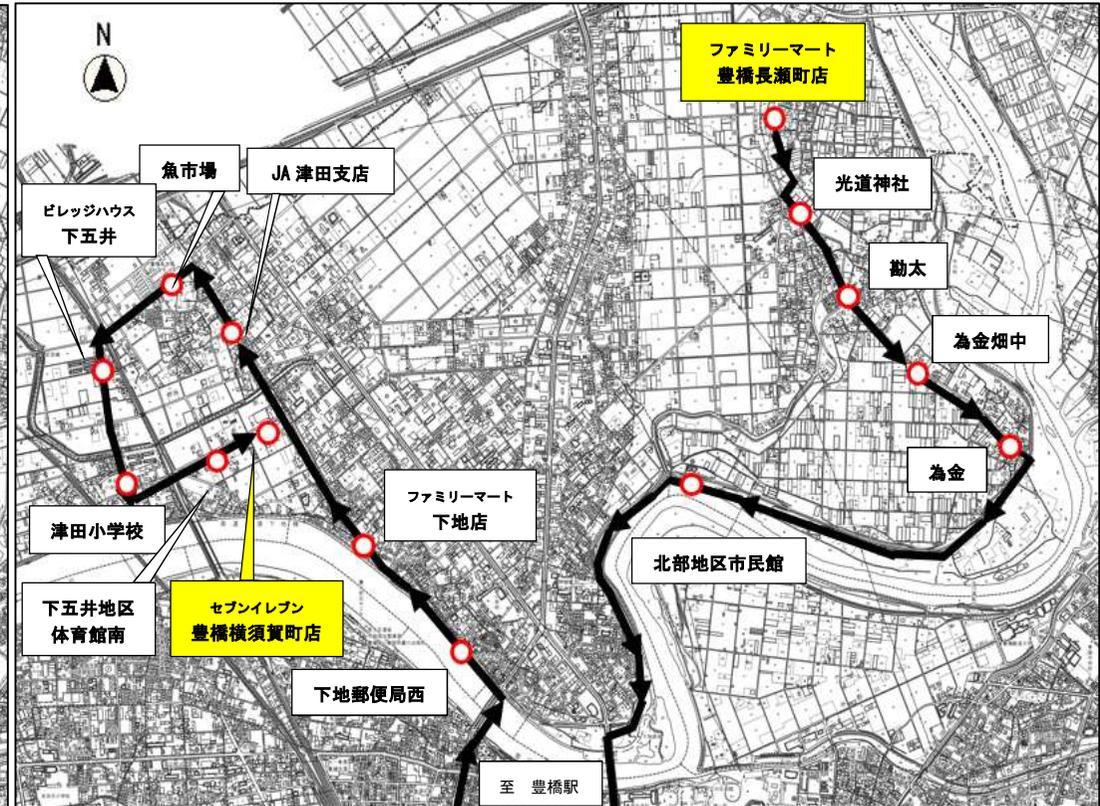
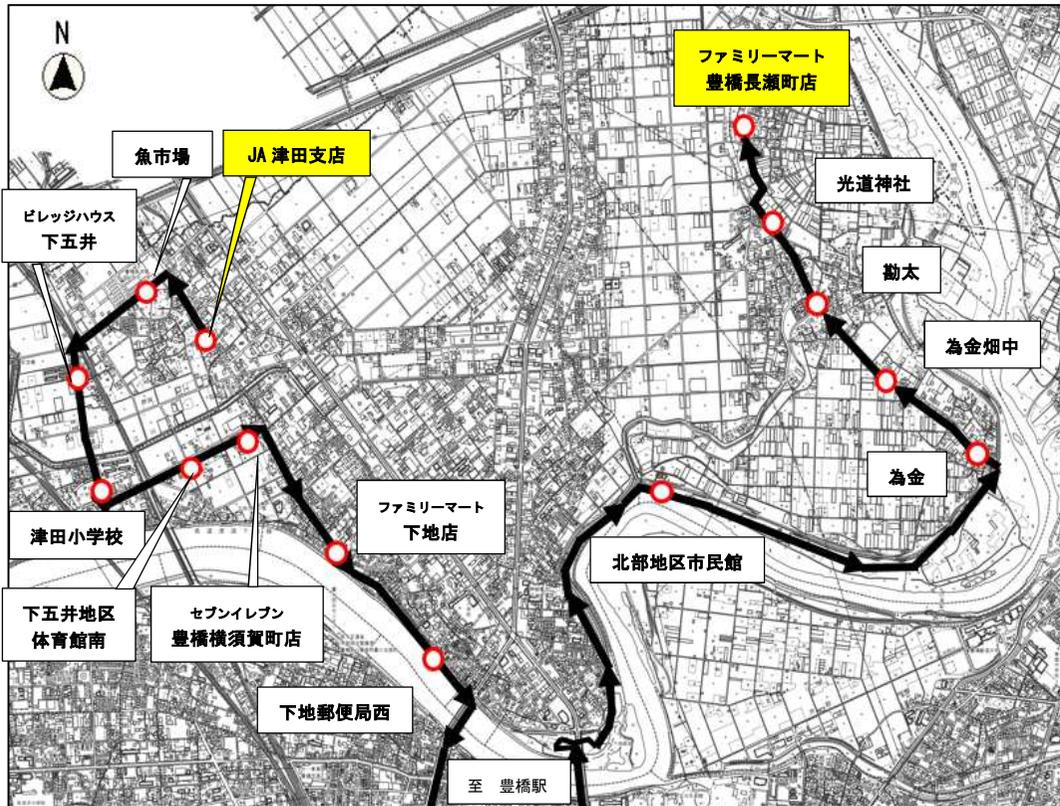


4 ページ（拡大図（豊川以北））へ続く



【下地・津田校区→豊橋駅→大村校区ルート】

【大村校区→豊橋駅→下地・津田校区ルート】



【凡例】 → …変更後ルート ○ …既存停留所



7ページ（ルート図）へ続く



7ページ（ルート図）へ続く

各ルートの相違点	下地・津田校区→豊橋駅→大村校区ルート	大村校区→豊橋駅→下地・津田校区ルート
JA 津田支店～セブンイレブン豊橋横須賀町店の回り方	JA 津田支店を始点として、反時計回りに魚市場、Bレッジハウス五井、津田小学校、下五井地区体育館南、セブンイレブン豊橋横須賀町店、ファミリーマート下地店へと走行する。	ファミリーマート下地店から北進し、JA 津田支店、魚市場、Bレッジハウス下五井、津田小学校、下五井地区体育館南を走行し、セブンイレブン豊橋横須賀町店を終点とする。



6ページ（ルート図）へ続く



6ページ（ルート図）へ続く

【下地・津田校区→豊橋駅→大村校区ルート】



【大村校区→豊橋駅→下地・津田校区ルート】



【凡例】    …変更後ルート    …既存停留所    …新設停留所

## (4) 停留所の変更

### ア. 停留所の新設

#### ① 「豊橋駅前（下地・津田行き）」停留所

**住所** 下地津田行き 大橋通一丁目 89 地先

**理由** 現在、片側に「豊橋駅前」停留所があるが、ルート変更に伴い、反対側方面にも安全に支障のない位置に新設する。  
 なお、既存の「豊橋駅前」停留所は名称を変更する（13 ページ参照）。

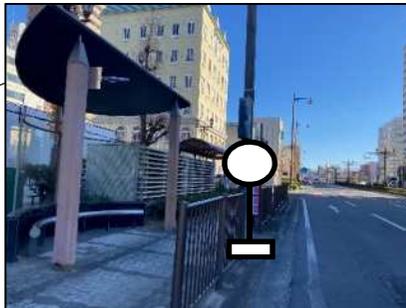


【キロ程 下地津田行き】  
 駅前大通・まちなか図書館～豊橋駅前（下地・津田行き）：0.4km  
 豊橋駅前（下地・津田行き）～こども未来館・商工会議所：0.3km

#### ② 「駅前大通・まちなか図書館」停留所

**住所** 大村行き 駅前大通二丁目 10 地先、下地津田行き 駅前大通二丁目 33-1 地先

**理由** 主要施設に近く、利用が見込まれるため新設する。



【キロ程 下地津田行き】  
 サンヨネ～駅前大通・まちなか図書館：0.7km  
 駅前大通・まちなか図書館～豊橋駅前（下地・津田行き）：0.4km

【キロ程 大村行き】  
 豊橋駅前（大村行き）～駅前大通・まちなか図書館：0.3km  
 駅前大通・まちなか図書館～サンヨネ：0.7km



③「こども未来館・商工会議所」停留所

**住所** 下地津田行き 花田町字石塚 42-1 地先

**理由** 現在、片側に「こども未来館・商工会議所」停留所があるが、ルート変更に伴い、反対側方面にも安全に支障のない位置に新設する。

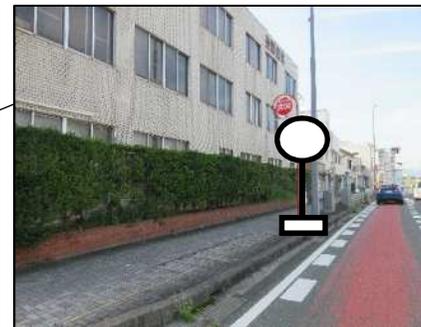


【キロ程 下地津田行き】  
 豊橋駅前（下地・津田行き）～こども未来館・商工会議所：0.3km  
 こども未来館・商工会議所～杵野医院：0.4km

④「杵野医院」停留所

**住所** 大村行き 船町 288 地先、下地津田行き 船町 280 地先

**理由** 地元住民による要望が確認できたため新設する。



【キロ程 下地津田行き】  
 こども未来館・商工会議所～杵野医院：0.4km  
 杵野医院～下地郵便局西：0.7km

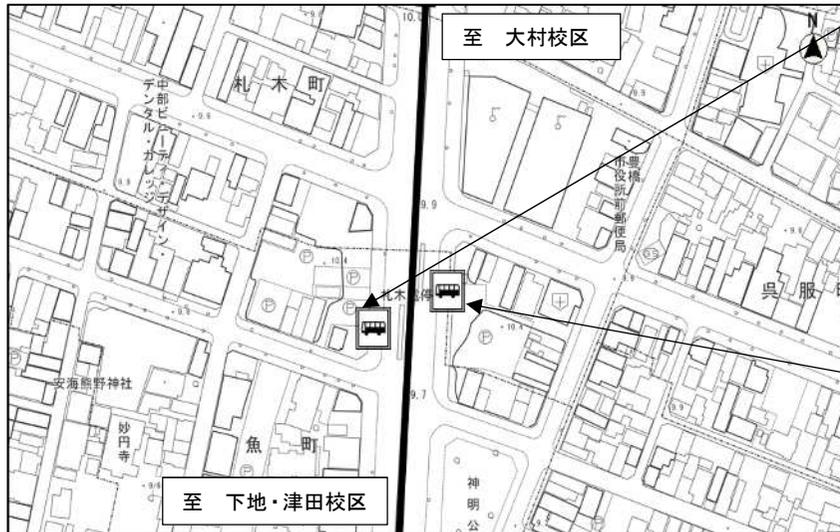
【キロ程 大村行き】  
 下地郵便局西～杵野医院：0.8km  
 杵野医院～こども未来館・商工会議所：0.5km



⑤ 「サンヨネ」 停留所

**住所** 大村行き 魚町 36 地先、下地津田行き 札木町 121 地先

**理由** 地元住民による要望が継続的に多いため、スーパー駐車場横に新設する。



【キロ程 大村行き】  
駅前大通・まちなか図書館～サンヨネ：0.7km  
サンヨネ～北部地区市民館：2.4km

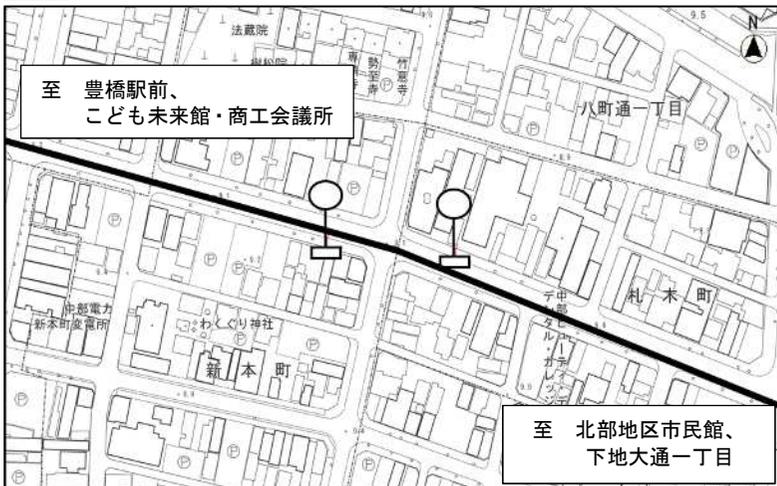
【キロ程 下地津田行き】  
北部地区市民館～サンヨネ：2.2km  
サンヨネ～駅前大通・まちなか図書館：0.7km



イ. 停留所の廃止

① 「本町」 停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。



【キロ程】  
 ・豊橋駅前～本町：0.9km (2・3・4・5・6・7便)  
 ・本町～こども未来館・商工会議所：0.5km (全便)  
 ・本町～北部地区市民館：2.5km (2・4・5・7便)  
 ・本町～下地大通一丁目：1.3km (1・3・6・5・7便)

②「大村小学校」停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。



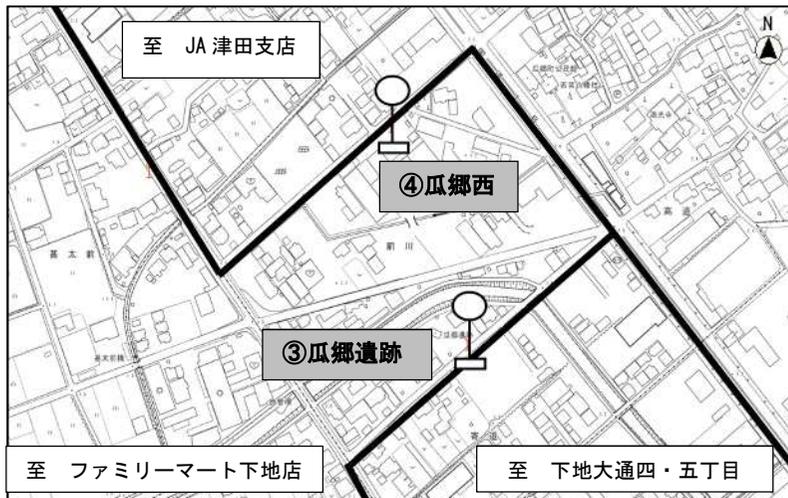
**【キロ程】**

- ・長瀬～大村小学校：0.6km (2・4・5・7 便)
- ・大村小学校～一期家一笑：1.2km (2・4・5・7 便)

③「瓜郷遺跡」停留所

④「瓜郷西」停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。



③瓜郷遺跡

**【キロ程】**

- ・ファミリーマート下地店～瓜郷遺跡：0.8km (3・6・7 便)
- ・瓜郷遺跡～瓜郷西：0.4km (3・6・7 便)
- ・セブンイレブン豊橋横須賀町店～瓜郷遺跡：0.2km (7 便)
- ・瓜郷遺跡～下地大通四・五丁目：1.0km (7 便)

④瓜郷西

**【キロ程】**

- ・JA 津田支店～瓜郷西：0.3km (3・5・6・7 便)
- ・瓜郷西～下地大通四・五丁目：1.0km (5 便)
- ・瓜郷遺跡～瓜郷西：0.4km (3・6・7 便)

⑤「一期家一笑」停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。

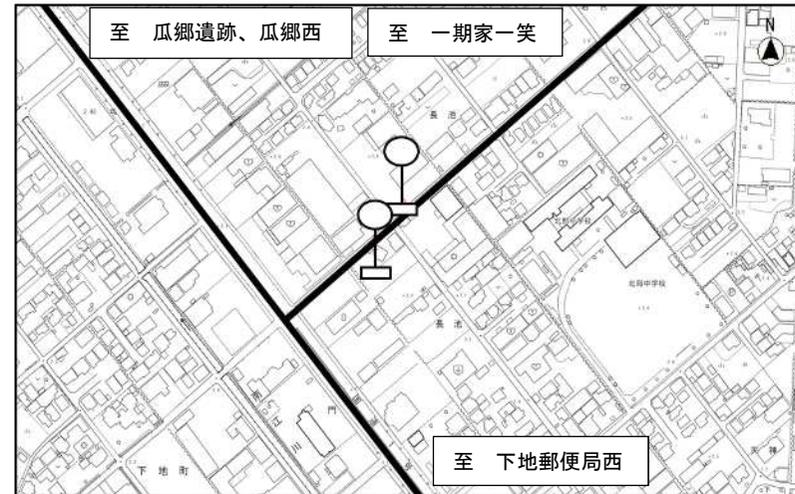


**【キロ程】**

- ・大村小学校～一期家一笑：1.2km (2・4・5・7便)
- ・一期家一笑～下地大通四・五丁目：0.9km (2・4・5・7便)

⑥「下地大通四・五丁目」停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。



**【キロ程】**

- ・一期家一笑～下地大通四・五丁目：0.9km (2・4・5・7便)
- ・下地大通四・五丁目～瓜郷西：1.0km (5便)
- ・下地大通四・五丁目～瓜郷遺跡：1.0km (7便)
- ・下地大通四・五丁目～下地郵便局西：0.9km (4便)

⑦「下地大通一丁目」停留所

**理由** 路線変更に伴い、廃止路線上の停留所を廃止。



**【キロ程】**

- ・本町～下地大通一丁目：1.1km (1・3・4・5・6・7便)
- ・下地大通一丁目～下地郵便局西：0.6km (3・4・5・6・7便)

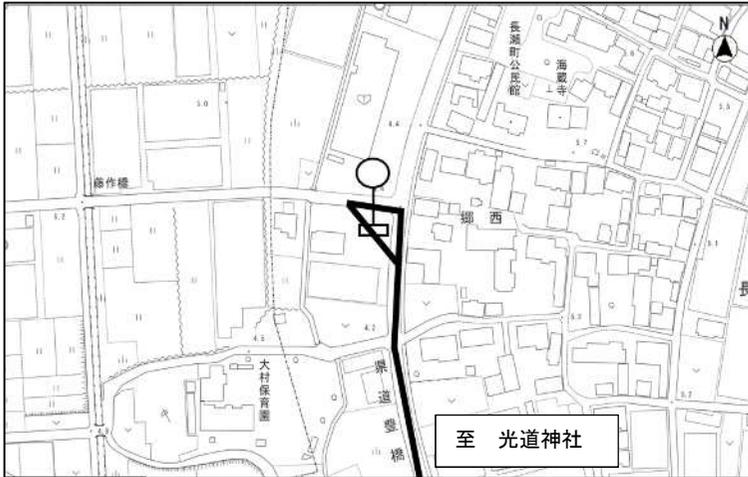
## ウ. 停留所の名称変更

### ① 「長瀬」 停留所

**名称** 【現行】「長瀬」⇒【変更後】「ファミリーマート豊橋長瀬町店」

**住所** 長瀬町郷西 47 番地 4

**理由** 停留所が店舗敷地内にあるため。



### ② 「サンコーポラス下五井」 停留所

**名称** 【現行】「サンコーポラス下五井」⇒【変更後】「ビレッジハウス下五井」

**住所** 下五井町小馬場 68-8 番地先

**理由** 建物名が変更になったため。

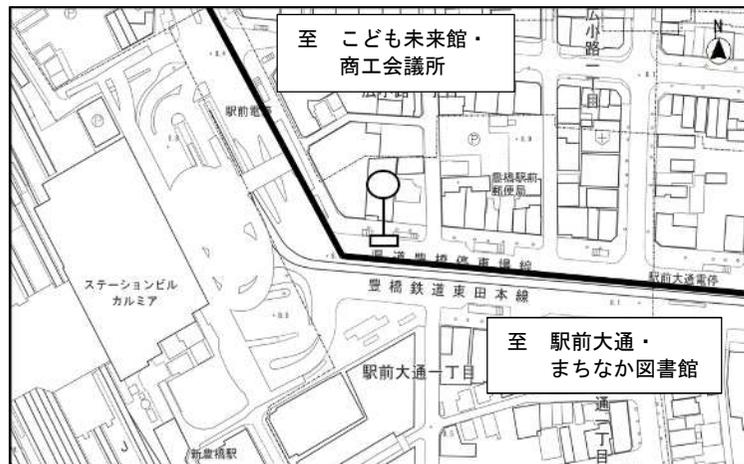


### ③ 「豊橋駅前」 停留所

**名称** 【現行】「豊橋駅前」⇒【変更後】「豊橋駅前（大村行き）」

**住所** 駅前大通一丁目 5 番地 1 先

**理由** 新設停留所「豊橋駅前（下地・津田行き）」と表現を統一するため。



### (5) 運行ダイヤの変更

**現行** 運行日：月～金曜日（土曜日、日曜日、祝休日・お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）は運休）

運行本数：7本

#### 【下地・津田系統】

便名	第1便	第3便	第6便
始発	JA津田支店	豊橋駅前	豊橋駅前
終点	豊橋駅前	豊橋駅前	豊橋駅前
豊橋駅前		9:50	14:20
本町		9:53	14:23
下地大通一丁目		9:56	14:26
下地郵便局西		9:57	14:27
ファミリーマート下地店		9:59	14:29
瓜郷遺跡		10:01	14:31
瓜郷西		10:02	14:32
JA津田支店	8:03	10:03	14:33
魚市場	8:04	10:04	14:34
サンコープラス下五井	8:05	10:05	14:35
津田小学校	8:06	10:06	14:36
下五井地区体育館南	8:07	10:07	14:37
セブンイレブン豊橋横須賀町店	8:08	10:08	14:38
ファミリーマート下地店	8:10	10:10	14:40
下地郵便局西	8:11	10:11	14:41
下地大通一丁目	8:13	10:13	14:43
本町	8:18	10:18	14:48
こども未来館・商工会議所	8:19	10:19	14:49
豊橋駅前	8:23	10:23	14:53

#### 【大村系統】

(左回り)

便名	第2便
始発	豊橋駅前
終点	豊橋駅前
豊橋駅前	8:50
本町	8:53
北部地区市民館	9:00
為金	9:03
為金畑中	9:04
勘太	9:05
光道神社	9:06
長瀬	9:08
大村小学校	9:11
一期家一笑	9:14
下地大通四・五丁目	9:18
下地郵便局西	
下地大通一丁目	
本町	9:26
こども未来館・商工会議所	9:27
豊橋駅前	9:31

(右回り)

第4便
豊橋駅前
豊橋駅前
10:50
10:53
11:17
11:14
11:13
11:12
11:11
11:09
11:07
11:05
11:01
10:57
10:56
11:23
11:24
11:28

#### 【下地・津田・大村系統】

○大村地区→下地・津田地区 (左回り)

便名	第5便
始発	豊橋駅前
終点	豊橋駅前
豊橋駅前	13:00
本町	13:03
北部地区市民館	13:10
為金	13:13
為金畑中	13:14
勘太	13:15
光道神社	13:16
長瀬	13:18
大村小学校	13:21
一期家一笑	13:24
下地大通四・五丁目	13:28
瓜郷西	13:32
JA津田支店	13:33
魚市場	13:34
サンコープラス下五井	13:35
津田小学校	13:36
下五井地区体育館南	13:37
セブンイレブン豊橋横須賀町店	13:38
ファミリーマート下地店	13:40
下地郵便局西	13:41
下地大通一丁目	13:43
本町	13:48
こども未来館・商工会議所	13:49
豊橋駅前	13:53

○下地・津田地区→大村地区 (右回り)

便名	第7便
始発	豊橋駅前
終点	豊橋駅前
豊橋駅前	15:40
本町	15:43
下地大通一丁目	15:46
下地郵便局西	15:47
ファミリーマート下地店	15:49
瓜郷遺跡	15:51
瓜郷西	15:52
JA津田支店	15:53
魚市場	15:54
サンコープラス下五井	15:55
津田小学校	15:56
下五井地区体育館南	15:57
セブンイレブン豊橋横須賀町店	15:58
瓜郷遺跡	15:59
下地大通四・五丁目	16:01
一期家一笑	16:05
大村小学校	16:07
長瀬	16:09
光道神社	16:11
勘太	16:12
為金畑中	16:13
為金	16:14
北部地区市民館	16:17
本町	16:23
こども未来館・商工会議所	16:24
豊橋駅前	16:28

**変更後**

運行日：月～金曜日（土曜日、日曜日、祝休日・お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～1月3日）は運休）  
 運行本数：9本

**【大村方面】**

		バス停名	1便	3便	5便	7便	9便	
始点	下地・津田地区	JA津田支店	8:03	9:33	12:28	14:13	15:58	
		魚市場	8:04	9:34	12:29	14:14	15:59	
		ビレッジハウス下五井	8:05	9:35	12:30	14:15	16:00	
		津田小学校	8:06	9:36	12:31	14:16	16:01	
		下五井地区体育館南	8:07	9:37	12:32	14:17	16:02	
		セブンイレブン豊橋横須賀町店	8:08	9:38	12:33	14:18	16:03	
		ファミリーマート下地店	8:09	9:39	12:34	14:19	16:04	
		下地郵便局西	8:10	9:40	12:35	14:20	16:05	
		駅前地区	空野医院	8:12	9:42	12:37	14:22	16:07
			こども未来館・商工会議所	8:13	9:43	12:38	14:23	16:08
豊橋駅前(大村行き)	8:15		9:45	12:40	14:25	16:10		
駅前大通・まちなか図書館			9:47	12:42	14:27	16:12		
サンヨネ			9:50	12:45	14:30	16:15		
大村地区	北部地区市民館	回	9:56	12:51	14:36	16:21		
	為金		9:58	12:53	14:38	16:23		
	為金畑中		9:59	12:54	14:39	16:24		
	勘太	送	10:00	12:55	14:40	16:25		
	光道神社	※	10:01	12:56	14:41	16:26		
	ファミリーマート豊橋長瀬町店		10:02	12:57	14:42	16:27		
終点								

**【下地・津田方面】**

		バス停名	2便	4便	6便	8便
始点	大村地区	ファミリーマート豊橋長瀬町店	8:41	10:26	13:21	15:06
		光道神社	8:42	10:27	13:22	15:07
		勘太	8:43	10:28	13:23	15:08
		為金畑中	8:44	10:29	13:24	15:09
		為金	8:45	10:30	13:25	15:10
		北部地区市民館	8:48	10:33	13:28	15:13
		サンヨネ	8:53	10:38	13:33	15:18
		駅前大通・まちなか図書館	8:55	10:40	13:35	15:20
		豊橋駅前(下地・津田行き)	8:58	10:43	13:38	15:23
		こども未来館・商工会議所	8:59	10:44	13:39	15:24
駅前地区	空野医院	8:59	10:44	13:39	15:24	
	下地郵便局西	9:01	10:46	13:41	15:26	
	ファミリーマート下地店	9:02	10:47	13:42	15:27	
	JA津田支店	9:04	10:49	13:44	15:29	
	魚市場	9:05	10:50	13:45	15:30	
	ビレッジハウス下五井	9:06	10:51	13:46	15:31	
	津田小学校	9:07	10:52	13:47	15:32	
	下五井地区体育館南	9:08	10:53	13:48	15:33	
	下地・津田地区	セブンイレブン豊橋横須賀町店	9:09	10:54	13:49	15:34
終点						

※1便は豊橋駅前（大村行き）停まりで回送とし、大村地区の利用者が朝の時間帯に少しでも早く2便で豊橋駅前へ移動できるようにする。

## (6) 運賃の変更

### ■運賃表

現行

豊橋駅前、本町、こども未来館・ 商工会議所 (区間内200円)					
250円	下地大通一丁目、下地郵便局西 (区間内200円)				
300円	200円	下地・津田・大村地区 (区間内200円) ※下地大通一丁目、 下地郵便局西を除く			

変更後

豊橋駅前地区 (区間内200円)					
250円	下地郵便局西				
300円	200円	下地・津田地区 ※下地郵便局西を除く (区間内200円)			
300円	300円	300円	大村地区 (区間内200円)		

- ・小学生は半額
  - ・小学生未満は無料
  - ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で提示した方と、その付添者1人は半額
  - ・児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により保護または養護を受けている方とその付添者1名は半額
  - ・10円未満の端数が生じた場合は10円単位に切り上げ
- ① 回数券
- ・100円券 22枚つづり 2,000円 (変更なし)
  - ・**50円券 22枚つづり 1,000円 (令和5年4月1日より新規導入)**
  - ・250円券 11枚つづり 2500円 (令和5年3月31日をもって発行終了。既存の回数券の所有者は、発行期限終了後も使用できるものとする)
- ② 障害者交通助成券 (電車・コミュニティバス・豊鉄バス共通)、電車・バス・コミュニティバス共通助成券 (豊橋市福祉回数乗車券) の利用可

**豊橋駅前地区**… 奎野医院、こども未来館・商工会議所、豊橋駅前 (下地・津田行き)、豊橋駅前 (大村行き)、駅前大通・まちなか図書館、サソネ

**下地・津田地区**… JA津田支店、魚市場、ビレッジハウス下五井、津田小学校、下五井地区体育館南、セブンイレブン豊橋横須賀町店、ファミリーマート下地店

**大村地区**… 北部地区市民館、為金、為金畑中、勘太、光道神社、ファミリーマート豊橋長瀬町店

## 2. 事前確認事項

～令和5年1月 川北地区「かわきたバス運営委員会」路線変更等協議済み  
令和5年1月中 各停留所付近地権者の停留所設置に係る同意  
公安委員会・道理管理者（県）と路線変更に係る協議済み

## 3. 事業計画の変更日等

令和5年2月22日 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において協議  
令和5年2月24日 運行事業者から中部運輸局へ事業計画変更に関する認可申請  
令和5年4月1日 事業計画の変更

## 4. その他

運行日、車両及び運行事業者の変更はなし

## 5. 令和5年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画について

本件の事業計画の変更に伴い、「令和5年度豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画」中、「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要 及び運行予定者」に添付している運行経路図及び運行ダイヤを変更する。

## 6. 周知方法

令和5年3月 周知チラシ及び時刻表パンフレットを下地・津田・大村校区に全戸配布（約5,000部）  
かわきたバス運営委員会より報道発表  
令和5年4月 市ホームページに掲載